

介護保険の住宅改修と高齢社会対策区市町村包括補助事業の住宅改善との比較

		介護保険	高齢社会対策区市町村包括補助事業（住宅改善事業）	
		居宅介護（介護予防）住宅改修給付事業	住宅改修の予防給付	住宅設備改修給付
対象者	対象者	(1) 65 歳以上の高齢者で、要介護又は要支援の認定を受けた者 (2) 40 歳から 64 歳までで、16 種類の特定疾病により要介護又は要支援の認定を受けた者	自立（虚弱）の者 （65 歳以上の高齢者で介護認定が非該当の者）	(1) 自立（虚弱） （65 歳以上の高齢者で介護認定が非該当の者） (2) 65 歳以上の高齢者で、要介護又は要支援の認定を受けた者
	所得基準＝ 本人負担割合	本人負担 1 割、2 割又は 3 割 ※所得水準、生活保護世帯により異なる。	区市町村により異なる	
給付内容	対象工事範囲	①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他前号の住宅改修に附帯して必要となる住宅改修 （浴槽、給湯設備、流し・洗面台の取替えなど、いわゆる設備は対象外）	介護保険と同じ（左記①～⑥）	①浴槽の取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備等の工事 ②流し、洗面台取替え及びこれに附帯して必要な給湯設備などの工事 ③便器の洋式化及びこれに附帯して必要な工事
	金額	支給限度基準額 200,000 円 （要介護状態が著しく高くなった場合や転居した場合は再利用できる。）	介護保険と同額 1 世帯当たり 200,000 円	浴槽取替え等 1 世帯あたり 379,000 円 流し、洗面台等 1 世帯あたり 156,000 円 便器の洋式化等 1 世帯あたり 106,000 円
備考		平成 30 年 8 月 1 日から適用	上記東京都の制度の運用は区市町村により異なるため、各区市町村における「対象者」「給付内容」は「各区市町村の事業概要」を参照のこと	